

新潟
高
教
組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合
新潟市中央区川岸町2-11/TEL
(265)4151 / F A X (231)1036 /
1部10円(購読料は組合費に包含)

発行人 吉田 裕史

2020.2.21
号外上限方針②
(課題・とりくみ)「上限方針」1月17日 1月29日臨時校長会で説明
学校閉庁日・登退庁時刻見直し・週休日、祝日登庁禁止など
業務削減の具体は？「上限方針」は「『在校等時間』は減りました」との県教委のアリバイづくり！！

1月17日(金)県教委より「県立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」が発出、1月29日(水)に県教委・文科省より校長へ説明が行われています。組合の説明会への参加を求めましたが、後日説明、2月10日に説明を受けました。

1. 上限方針概要(スケジュール等含む)

○時間外の勤務時間削減の取組方針

目標：「時間外勤務時間、1か月45時間以内、年間360時間以内」
当面は特に、月80時間以上、年間720時間以上の教員をゼロに

○県教委と学校が連携して進める取組

①勤務時間に対する意識改革

- 勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修 (20年4月から実施)
- 教員の働き方に関する観点からの学校運営方針、学校自己評価、教職員評価の見直し (20年4月から実施)

②部活動指導の適正化

- 部活数の見直し (20年4月から検討開始)
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守 (20年度も継続)
- 複数の顧問制などによる部活動業務の分担 (20年度から検討・実施)
- 週休日等に参加する大会・試合の精選 (20年4月から実施)
- 高体連、高文連、高野連、各競技団体等への連携、協力、要請 (20年4月から実施)
- 生徒、保護者への理解の促進 (20年4月から実施)

③業務の削減、簡素化、効率化(取組状況の報告を求める予定)

- 学校行事の見直し (20年度は、行事等の実施状況を踏まえて検討する)
- 学校業務の再整理 (20年4月から検討・実施)
- 諸会議の開催回数や所要時間の見直し (20年4月から実施)
- 校務分掌などの業務の平準化 (20年4月から実施)
- 書類や教材等の共有化の推進 (20年4月から実施)
- 定時退庁を促す取組 (20年4月から実施)

④登退庁時刻の見直し、学校閉庁日の設定

- 登退庁時刻の見直し (20年4月から見直し)
- 学校閉庁日の設定 (20年4月から実施：計画を20年3月に報告)
- 定時退庁日の設定 (20年4月から実施：計画を20年3月に報告)
- 週休日、祝日の登庁の禁止 (20年4月から実施)

⑤教育課程の見直し

- 全日制過程における1日の授業時間数の短縮(7限の廃止) (22年4月から実施)

さまざまな課題があります。長時間労働の実態が変わらない中、在校等時間だけが減り、教職員の働き方は改善されたと勘違いされる危険性を大いに含んでいます。実効性を求め今後も協議を継続していきます。

2. 「在校等時間」の削減に特化 休憩時間の確保、持ち帰り業務の調査が必要

県教委と学校が連携して進める取組の中に学校閉庁日、登退庁時刻見直し、週休日・祝日登庁禁止などがあげられています。これらは「在校等時間」を制限するものでしかなく、長時間労働の実態が変わらないまま、在校等時間の数字だけが減り、業務削減がないがしろにされてしまう危険性を含んでいます。実態に沿った勤務時間の把握を求めるとともに、休憩時間・持ち帰り業務についても調査をさせ、業務量・時間の削減がきちんとされているか検証していく必要があります。

3. 学校閉庁日の扱い

夏季休業中の平日に5日以上、年間を通して週休日・祝日に12日以上設定することが計画されています。夏季休業中の平日については、「会議などを入れないことで休暇を取得しやすい環境を作る」との主旨で夏季休暇や年休の取得を強制するものではないと確認しています。取得の強制がされないよう情報共有をしていく必要があります。

週休日・祝日の学校閉庁日に、学校管理員は不在とする方向で検討しているとわかりました。学校閉庁日をどのように調整・設定をしていくのかも含め、議論していく必要があります。

4. 週休日・祝日の登庁の禁止

事前に校長の許可を得た場合を除き、原則登庁禁止、週休日・祝日に校内外を問わず業務に従事する場合は、校長が事前に把握すると説明。許可にかかわる煩雑な事務作業量が増えるとともに、外部に対するアリバイづくりに他なりません。部活動は、事前に提出する活動計画で把握すると考えているようですが、他業務についてはまだ検討中と説明しています。業務がある中、学校に来てはいけないうちは、単に「在校等時間」を減らすだけの策でしかなく、全く意味をなしません。今後の動きを注視していく必要があります。

参考

週休日：勤務時間が割り振られていない日(日曜日及び土曜日)

休日：勤務時間が割り振られている日であるが、特に勤務を命じられた職員以外の者には勤務が免除される日(祝日、12月29日～1月3日まで)

5. 20年度出退校簿変更点

- ①自己研鑽等の時間を入力する欄が追加(自己申告を強制されないとりくみが必要)
- ②時間外の勤務時間がそのまま加算される仕様に(年休で相殺されないようになる)
- ③勤務の開始時刻と終了時刻を修正可能に(勤務時間の割振り変更に対応)

※現状と同じで、休憩時間が自動的に引かれる仕組みは変わらない

文科省は「在校等時間」からは、実際に休憩した分の時間を除くこととしている

資料 県教委への質問・回答(2月10日)

Q.学校運営方針・教職員評価について

- A. 学校運営方針に勤務時間を意識した働き方という視点を示す
各教員が勤務時間を意識した視点での目標設定を行う
※内容は4月以降の通知で示すとしている

課題：目標等は3月中には決まっている学校があることから、4月通知では目標の立て直し(修正)等
余計な仕事が増える

Q.業務の削減・簡素化・効率化について

- A. 学校行事や学年行事等は、20年度実施しながら21年度の行事等について、精選、内容の簡素化、
日数の削減の検討を行う
補習、登下校指導など、勤務時間外に行っていた業務についても、20年度は試行を含めて、でき
るところから削減の検討を行う
とにかく減らさないといけない。何もしないということにはならない

課題：各職場でも議論していく必要がある。管理職の一方的な指示にならないようとりくみを進めてい
く事が必要

Q.登庁時刻の見直しについて

- A. 登庁時刻を7時30分以降に、退庁時刻を18時30分までとするなど見直しを行う
20年度より学校管理員の業務委託の時間を平日30分、週休日2時間短縮とする
年末年始の休業の他、週休日に設定する学校閉庁日にも学校管理員は不在とする方向で検討中
7時30分以降、18時30分の方向で考えている
学校管理員の業務委託の時間については2月議会での予算がでてから現場に下ろす
(予め事務長には方向性を伝えてある)
学校管理員が不在の、週休日の学校閉庁日は学校が開かないということ

課題：業務削減がされないまま、ただ学校にいられる時間が減るだけ→持ち帰り業務の調査も必要
持ち帰れない → ただでさえ休めていない休憩時間が更に休めなくなる
遠距離通勤者が渋滞を避けるため、早く通勤している現状あり

Q.学校閉庁日の設定について

- A. 学校閉庁日とは「教職員が休暇を取得しやすくするために、学校業務を行わない日」
夏季休業中の平日においては、勤務が割り振られていることから、夏季休暇や年休の取得を強制す
るものではない
仕事をしたいという場合は仕事をしてもよい

課題：地域・保護者・生徒への周知、学校閉庁日に対する管理職の理解
学校業務を行わない日、仕事をしたいという場合はしてもよい
→学校業務を行わなくてすむように県教委・管理職がなにをするのか

Q.週休日・祝日の登庁の禁止について

- A. 週休日・祝日は、事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、登庁を禁止
週休日というにおける時間外の業務の従事が長時間勤務の主な原因であることから、週休日・祝日
に校外を問わず業務に従事する場合は、校長が事前に把握するようにする
部活動については予め提出している計画をもって承認というかたちになると思う
他の業務についても必要な業務は許可されるが、手続き等はしっかりと行う(起案?)

課題：業務が削減されなければ、働きにくい環境になるだけ 運用の仕方を注視していく
許可にかかわる煩雑な事務作業量が増える

Q.「在校等時間」「自己研鑽」「業務外の時間」について

- A. 「在校等時間」
校内に在校している時間を基本として、自己研鑽の時間や業務外の時間を除き、校外で業務に
従事していた時間を合算し、休憩時間を除いたもの
「自己研鑽」
勤務時間外に学術書や専門書を読んだり、論文を執筆したり、自主的な研究会に参加したり、
資格試験のための勉強を行ったりするようなものを想定
「業務外の時間」
朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間外の食事などを想定

※教職員が虚偽の記録を残している場合には、校長等は管理運営に係る責任から適正な記録を残すよ
うに指導する必要があり、校長が虚偽の記録を残させるような事があった場合には、求められている
責任を果たしているとは言えない上、状況によっては信用失墜行為として懲戒処分等の対象ともなり
得るものと考えられている(文科省)
※自己研鑽の時間や業務外の時間は「自己申告」に基づき除く
休憩時間は実際に確保できた時間

課題：上記については過少申告に対して指導が入るものと想定されているが、「『自己申告』に基づき除く」
について強制的な動きがでないようとりくんでいく
休憩時間が実際に確保できていない実態があるにもかかわらず、自己研鑽の部分だけ積極的に除こ
うとする姿勢

※雇用者は労働者への休憩時間の与え方について、労基法上次のような規定がある
「一斉にあたえなければならない、自由に利用させなければならない」(労基法34条)

Q.週休日に行う模擬試験、検定に従事する時間について

- A.在校等時間に含まれない(20年4月から)

課題：兼職兼業であることから、在校等時間には含まれないと整理されているが、妥当なのか
すでに出退校簿から除くように言われている学校がある(20年4月からです)

Q.7限の廃止について

- A. 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、放課後の時間を確保し、教員が生徒と向き合う
時間や、生徒が主体的に活動する時間を充実させることが求められている
基本的には50分6限と考えている

課題：7限をなくしても、放課後の時間が変わらないのでは趣旨に反する
単位数を減らすことは容易ではないが、50分6限を基本にとりくんでいく必要がある

**私たちの働き方を改善していくためには、業務削減の議論に積極的に関わっていくことが必要不
可欠です。数字が減っただけで、働き方がよくなったとされることは断じて許されません。**

**私たちの働き方を変えることは、学校にいる子どもたちにかかる時間が増えることにつながります。
方針の主旨は「教員の時間外の勤務時間を削減し、生徒と向き合う時間の確保や教員のワークラ
イフバランスの実現」。管理職による都合のいい解釈がされないよう、団結してとりくみを進めていき
ましょう。**